

注意事項

- ・サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・この一覧表にはパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要な行政サービスのみ掲載しています。
(その他のサービスや制度について宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。)

県・市町村の行政サービス一覧

【 **姫島村** 】

(**令和7年4月1日** 現在)

サービス・制度内容		問合せ先	
		担当課等	電話番号
共通サービス			
1	公営住宅への入居	建設課	0978-87-2283
2	犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金の支給請求）	総務課	0978-87-2281
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			